



## 上海経由の日本入国について

2022年4月13日現在

### 「上海に入る/上海から離れる条件」

- 他省から上海に入る：48時間以内のPCR陰性証明
- 空港に入る際：48時間以内のPCR陰性証明
- 上海から離れる：48時間以内のPCR陰性証明+24時間以内の抗原検査陰性証明。24時間以内のPCR陰性証明を所持する場合、抗原検査陰性証明は免除できる。

### 「交通アクセス」

他省から上海に入る：高鉄、バス等の交通機関を利用する方法しかない。道路が封鎖されたため、自家用車は上海に入れない。事前に所在地の居民委員会に連絡し、外出許可証（通行証）を取得する。48時間以内のPCR陰性証明+飛行機チケットの情報+本人と同行者の健康コードが要求される可能性があり、具体的には所在地の居民委員会にお問い合わせください。居民委員会が発行しない場合、在上海日本総領事館（オペレーター：021-52574766）に連絡し、協力を求めることができる。

実際の状況に基づき、下記のいずれかの手段で空港に移動する。

- 空港バス：当日の飛行機チケット+48時間以内のPCR陰性証明を所持し、最寄りの乗り場で空港バスに搭乗する。
- 車：車で空港バス乗り場まで移動し、あるいは直接浦東空港まで行く。交通警察に取り調べられた場合、居民委員会が発行した外出許可証+48時間以内のPCR陰性証明+健康コード+飛行機チケットを提示し、説明すれば、一般的には通過させてもらえる。
- 貸切バス：情報によると、現在一部の客運輸会社は貸切バスサービスを提供しており、居住地から空港まで送ることが可能である。具体的には、事前に確認する必要がある。

### ※ 空港バス乗り場：

- 空港七号線：竜陽路から浦東空港まで（乗り場：竜陽路）
- 空港八号線：臨港新城から浦東空港まで（乗り場：臨港新城、果園、書院、綿場、新港、老港、中港、王家灘、東門、塩倉、祝橋、施湾鎮、倉貯儲二区、東方航空、航油駅、海関倉庫、交通チーム。浦東空港当局ビル）
- 空港一号線：虹橋空港中枢交通センターから浦東空港まで（乗り場：虹橋空港中枢交通センター）



- 接続特別線路：浦東東方路灘坊路交通中枢から虹橋中枢西交通センターまで（乗り場：浦東東方路灘坊路交通中枢、鉄路上海駅北広場、鉄路上海南広場）

時刻表：

[https://mp.weixin.qq.com/s/elh-fC09oc89nZxpO\\_P0pw](https://mp.weixin.qq.com/s/elh-fC09oc89nZxpO_P0pw)

#### 「日本入国」

検疫所へ「出国前72時間以内の検査証明書」の提出が必要、原則として所定フォーマットの「検査証明書」を所持する必要がある。電子検査証明書を提出できるが、紙で取得した場合の記載項目と同様の記載がある等の要件を満たす必要がある。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00248.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000825073.pdf>

「検査申告書」の要求内容を記入し、医療機関で発行された検査証明を添付することでも提出できる。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100119502.pdf>

現在、上海市内で実施されている大規模な封鎖措置に関して、下記の便に搭乗される方については「出発96時間前まで」の検査証明書の有効性が認められることとなった。

- 4月14日(木)中国国際航空(CA929)
- 4月15日(金)東方航空(MU523)
- 4月17日(日)全日空(NH920)及び春秋航空(9C6217)
- 4月19日(火)吉祥航空(HO1333)

[https://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/20220405\\_news01.html](https://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/20220405_news01.html)

#### 「ビザの延期」

上海にいる外国籍の方は、現在封鎖管理のため、手続きを行うことができない場合、解除後に、居民委員会から証明書類（所定フォーマットがないが、封鎖期間を証明できるほか、居民委員会の公印が必要である）を取得し、出入国管理局窓口で、ビザ延期の手続きを行う。封鎖が解除される前に中国から離れる場合、なるべく有効期間内に出発して下さい。封鎖期間中にビザの有効期間が満了し、尚且つ緊急で出発する必要がある場合、居民委員会等の部門が発行した封鎖証明書類を提示し、国境検査関係者に状況を説明すれば、一般的には通過できる。

上海にいない場合、ビザの延期手続きは、ビザの発行地で行う必要があるが、上海出入国管理局は、疫病の原因を考慮し、申請者がビザの発行地にいない場合、現地の出入国管理部門に確認したうえ、関連の状況説明書類と本人の関連証明証を持ち、現地の出入国管理期間で短期滞在ビザ（滞在期間30日以内）を申請できる。